

一般廃棄物（ごみ）処理業の許可方針

千葉市における一般廃棄物処理について、事業系ごみ及び家庭系一時多量ごみ等の収集運搬業並びに処分業の許可にかかる方針を次のとおり定める。

なお、収集運搬業・処分業共に法令等の整備により必要が生じた場合には見直すこととする。

1 収集運搬業

(1) 許可について

「千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づき、焼却ごみ削減を推進する中で、一般廃棄物は減少傾向にあり、既存の許可業者による収集運搬が困難になっていないことから、現状では取扱い廃棄物を限定した許可や特段の理由がある場合を除いて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第5項(市による収集運搬が困難、市の処理計画に適合)に適合しないとして、新規許可を認めていない。

今後、更なる焼却ごみ削減を推進する中で、過当競争により適正処理の確保に影響が生じることがないように、下記の場合を除き、原則として許可を認めないこととする。

① 限定許可

ア 取扱廃棄物の種類及び搬入先を限定したもので千葉市の焼却ごみ削減の推進に寄与する場合

イ 千葉市外で発生した廃棄物を専ら再資源化を目的とする千葉市内の民間処理施設に搬入する場合

ただし、排出元自治体の廃棄物処理実施計画との整合を図るとともに年度の搬入上限を定めることとする。

② 特段の理由

一般廃棄物の円滑な収集運搬に支障をきたす場合等

(2) 既存の許可業者の車両の取扱いについて

既存の許可業者における一般廃棄物を収集運搬するための車両の増車は、次に掲げる事項に該当する場合に認めることとする。

① 市処理施設に搬入しない再資源化物を専用に収集運搬する車両を増車する場合

② そのほか次に掲げる事項を総合的に勘案し、増車が必要と認められる場合

ア 新規事業用大規模建築物や新規事業系一般廃棄物多量排出事業所などによる廃棄物排出量の増加の対応

イ 脱炭素に向けたEV車の導入など市の施策との関連

ウ 許可業者の各車両における運行状況

エ 大型車の通行が困難等による車種の指定などの排出事業者からの要望

オ 清掃工場の受入れ状況

2 処分業

下記のいずれかの要件を充たした場合に許可することとする。

(1) 法第15条の2の5に規定する産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に該当する処理施設のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の7の16第1号、第3号及び第4号で定める産業廃棄物処理施設に該当しており、処理後の廃棄物の資源化の過程が確立されており再生利用が確実であること。

- (2) 蘇我エコロジーパーク内に設置された一般廃棄物処理施設で、市の処理施設より高度な処理が可能であり、処理後の残渣が生じないものであること。ただし、1日当たりの処理量の上限を定めることとする。
- (3) 再資源化を目的とする処理施設のうち、処理後の廃棄物の資源化の過程が確立されており、再生利用が確実であること。
- (4) 法第6条の3及び千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（以下「条例」という。）第25条による適正処理困難物並びに条例第26条による排出禁止物を処分するものであり、中間処理後の残渣を適正に処理するものであること。

附 則

この方針は、平成29年2月1日から施行する

この方針は、令和5年8月1日から施行する。